

消防消第146号  
消防災第225号  
平成24年6月19日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 様

消防庁消防・救急課長

消防庁国民保護・防災部 防災課長

#### 消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について

消防職団員の安全管理等については、「消防職団員の教育訓練時における安全管理等の再徹底について」（平成21年7月8日付け消防消第197号）等により徹底をお願いしていますが、夏季期間中を中心に毎年のように熱中症に起因する事故が発生している状況にあります。また、今夏においても、電力供給対策に伴う節電等の影響により、屋内での熱中症の発生も懸念されるなど、より一層の対策が求められるところです。

このことから、貴職におかれましては、各消防本部、各消防学校及び各消防団に対し、熱中症対策を含めた安全管理体制及び健康管理体制について点検するなどご指導いただき、「警防活動時等における安全管理マニュアル」（平成23年3月30日付け消防消第40号・消防災第129号）及び「訓練時における安全管理マニュアル」（平成24年3月29日付け消防消第69号・消防災第123号）等を参考にさらなる措置を講じるとともに熱中症対策に万全を期すようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

**添付資料**：「警防活動時等における安全管理マニュアル」抜粋（消防庁）【別添1】  
「訓練時における安全管理マニュアル」抜粋（消防庁）【別添2】

**参考資料**：「職場における熱中症の予防について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/h0616-1.html>

「熱中症環境保健マニュアル」（環境省）

[http://www.env.go.jp/chemi/heat\\_stroke/manual/full.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual/full.pdf)

消防庁 消防・救急課  
職員第1係 城田・小池  
TEL：03-5253-7522  
FAX：03-5253-7532  
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

消防庁 国民保護・防災部 防災課  
消防団係 伊藤・吉田  
TEL：03-5253-7525  
FAX：03-5253-7535  
E-mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

「警防活動時等における安全管理マニュアル【改訂版】」より抜粋

I 総論

§ 1 基本事項

5 熱中症対策（2 ページ）

5 熱中症対策

行 動 内 容	ねらい
1 平素からこまめな水分摂取に配慮し、急な災害出場にも対応できる準備をする。	◎水分や塩分補給による熱中症対策
2 災害現場においてもこまめな水分摂取ができるように、必要に応じて補給隊を配備するなど体制の整備を図る。	
3 活動が長期に渡る場合は、塩分の摂取にも配慮する。	
4 夏季や長時間の活動時には、体調の異変を感じる前に、防火衣の中にアイスパック等を装着したり、活動途中で水を流し込むなど身体の冷却を図る。	◎身体を冷却することによる熱中症対策
5 必要に応じて休息をとるなどして、安全な場所で防火衣の前面開放や防火帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。	◎防火衣等に蓄積された熱の放出による熱中症対策

※「警防活動時等における安全管理マニュアル【改訂版】」全文

<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/anzenkanri/pdf/manual.pdf>

「訓練時における安全管理マニュアル【改訂版】」より抜粋

第 1 部 総論

第 2 章 訓練の進行及び指導

第 2 節 訓練の指導

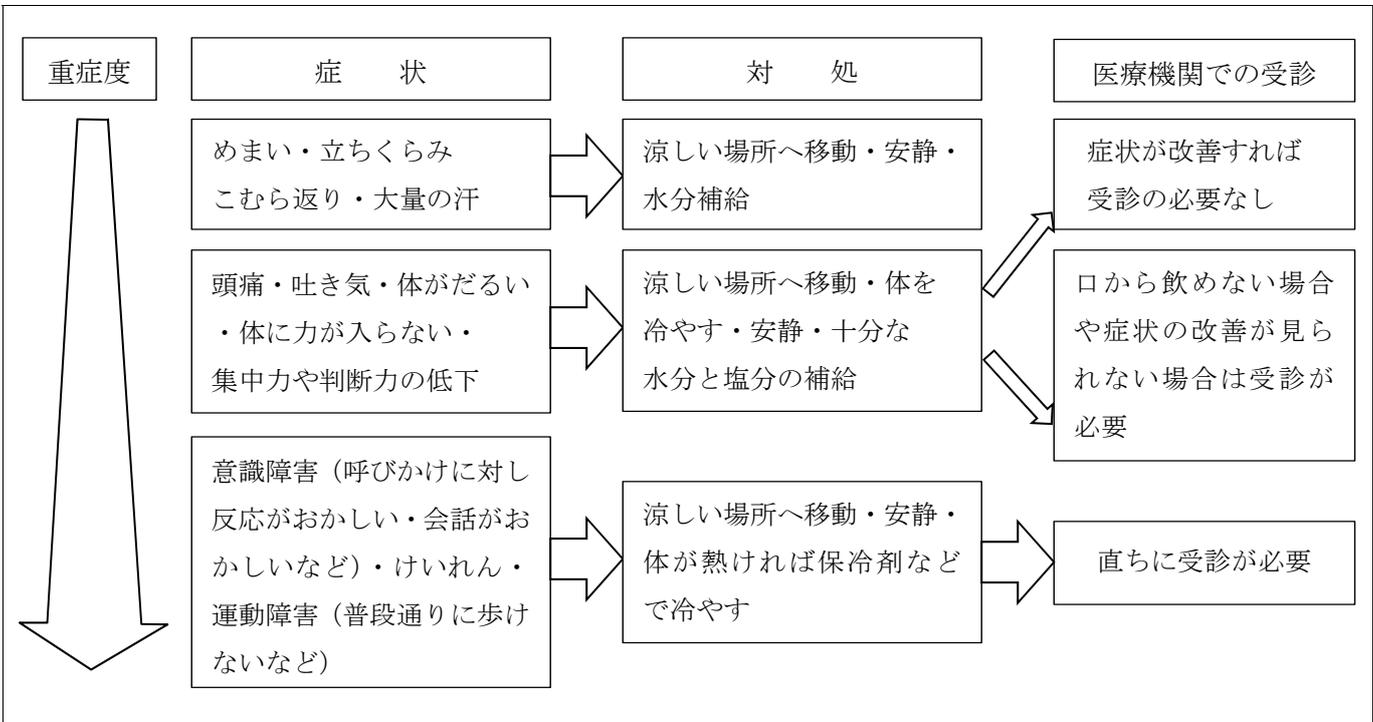
2 熱中症対策（14 ページ）

2 熱中症対策

(1) 熱中症予防対策

- ① 熱中症及びその対処法に関する知識を隊員間で共有する。
- ② 平素からこまめな水分摂取に配慮する。
- ③ 訓練時においても水分摂取ができるよう環境を整備するとともに、塩分の摂取にも配慮する。
- ④ 必要に応じて休息をとるなどして、風通しのよい涼しい場所で防火衣や保安帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。
- ⑤ 事前の体調管理を徹底し、体調不良の隊員は訓練への参加を控える。

(2) 熱中症の分類と対処法



※「訓練時における安全管理マニュアル【改訂版】」全文

[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2403/pdf/240409\\_sho69\\_sai123\\_2.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2403/pdf/240409_sho69_sai123_2.pdf)